各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚 生 労 働 省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」 の一部改正について

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」(平成30年障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を別添のとおり一部改正し、令和4年1月1日以後の申請について適用することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、改正後の同通知の全文を参考までに添付する。

○ 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について(平成 30 年障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(波線部が変更部分)

	(波線部が変更部分)
改 正 後	改 正 前
障発1206第3号	障発1206第 3 号
平成30年12月6日	平成30年12月6日
一部改正 障 発 0528 第 5 号	一部改正 障 発 0528第 5 号
令和元年 5 月28日	令和元年5月28日
一部改正 障発1225第1号	一部改正 障発1225第1号
令和2年12月25日	令和2年12月25日
一部改正 障 発 0630 第 1 号	一部改正 障 発 0630第 1 号
令和3年6月30日	令和3年6月30日
<u>一部改正</u> 障発1213第 1 号	
令和3年12月13日	
各都道府県知事・指定都市の長 殿	各都道府県知事・指定都市の長 殿
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)	(公印省略)
精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について	精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について
相目が使用た色の例が下明寺に所る事物状以安原の間だにういて	相目体展指定区の初発中間寺に体る事効状態安原の固定について
(略)	(略)
FILKIT.	□ III (vif.
別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領	別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領
相性体度相比区の利効中間等に体の事務収扱安良	相呼保険相足区の利税申請寺に保る事務取扱委員
$1\sim5$ (略)	$1\sim5$ (略)
6 指定医の指定に係るその他の事項について	6 指定医の指定に係るその他の事項について
(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める	(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める
精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の	精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の
都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。	都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。
①~⑧ (略)	①~⑧ (略)
O O 0 17	

9	写真	(大き	さは紛	€60 ₹	リメー	-トル、	横40	ミリ	メー	トルの	大型	ナ
1	/ズとし	八、申	請前6	ヶ月	以内に	二上半身	挑帽	で撮	影され	れたも	\mathcal{O}_{\circ}	な
7	。 3、裏面	言に撮	影年月	日及	び氏名	るを記載	はし、	\bigcirc	履歴	書に添	付す	る
Œ	真とに	は別に	提出す	るこ	٤.)							

⑩~⑫ (略)

 $(2) \sim (5)$ (略)

7・8 (略)

別紙1·2 (略)

様式1-1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

<u> </u>		<u></u>	-		刀 H			
氏 名								
現住所	(〒	- (}-,,	アト゛!	·····································	<u>)</u> 任意):)
生年月日	(西暦)	年	月 日		(∄	各)
医籍登録 年月日及 び番号	年	月		日	第			꾸
(略)								
精神障害	従事した期間 従事した							従事した病院等の名称
者の診断	_(西暦)_	年	月	\sim	(西暦)	年	月	
治療に従事した期	_(西暦)	年	月	~	(西暦)	年	月	
間及び病	_(西暦)	年	月	\sim	(西暦)	年	月	
院等名	_(西暦)_	年	月	\sim	(西暦)	年	月	

⑨ 写真(大きさは縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請前6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、①の履歴書に添付する写真とは別に提出すること。)

7 • 8 (略)

別紙1·2 (略)

様式1-1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日 本籍地 氏 名 現住所 (メールアドレス (任意): 年 月 日 生年月日 (略) 医籍登録 年 最終学歴 月 日 年月日及 믉 及び年月 年 月 卒業・中退 び番号 (略) 従事した期間 従事した病院等の名称 精神障害 者の診断 年月~年月 治療に従 年月~年月 事した期 間及び病 年 月 ~ 年 月 院等名 年月~年月

<u>(西暦)</u> 年 月 ~ <u>(西暦)</u> 年 月
(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月
計 年 ヶ月
従事した期間 従事した病院等の名称
<u>(西暦)</u> 年 月 ~ <u>(西暦)</u> 年 月
<u>(西暦)</u> 年 月 ~ <u>(西暦)</u> 年 月
<u>(西暦)</u> 年 月 ~ <u>(西暦)</u> 年 月
(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月
(西暦) <u>年 月 ~ (西暦) 年 月</u>
計年ヶ月
合計 年 ヶ月
<u>(西暦)</u> 年 月 日 ~ <u>(西暦)</u> 年 月 日
なし ・ あり (<u>(西暦)</u> 年 月 処分内容)

(注)記載上の留意事項

- 1. 「従事した期間」は、月単位で記入し、従事を開始した月の初日が 毎月の1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了 した月は、終了した日の属する月を算入して記載すること。医師法 第16条の2第1項に規定する臨床研修について、協力型臨床研修病 院の従事期間を記載する際は、「従事した病院等の名称」の後に「 (協力型)」と付記すること。 2. (略)

※ (略)

様式1-2

精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保 健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 (西暦) 年 月

	年 月 ~ 年 月
	計 年 ヶ月
その他の	従事した期間 従事した病院等の名称
診断治療	年 月 ~ 年 月
に従事し た期間及	年 月 ~ 年 月
び病院等	年 月 ~ 年 月
名	計 年 ヶ月
	合計 年 ヶ月
研修の受講	年月日~年月日
処分歴	なし ・ あり (年 月 処分内容)

(注)記載上の留意事項

- 1. 「従事した期間」は、月単位で記入し、従事を開始した月の初日が 毎月の1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了 した月は、終了した日の属する月を算入して記載すること。
- 2. (略)

※ (略)

様式1-2

精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保 健指定医に指定されたく申請します。

申請日 年 月

氏 名	氏 名
現住所 (メールアト・レス (任意) :)	現住所 (メールアト・レス (任意) :)
生年月日 (西暦) 年 月 日 (略)	年月日 年月日 (略)
医籍登録 年月日及 年月日 日第 号 び番号	最終学歴 及び年月 医籍登録 年月日及 年月日及 び番号 年 月 日 第
(略)	(略)
研修の受講 (西暦) 年 月 日	研修の受講 年 月 日
処分歴 なし・あり (<u>(西暦)</u> 年 月 処分内容)	処分歴 なし・あり (年月 処分内容)
(略)	(略)
様式2-1 実務経験証明書	様式2-1 実務経験証明書
次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。 氏名 名	次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。
生年月日 (西暦) 年月日	生年月日
従事した標榜科名	従事した標榜科名
診療従事期間 (西暦) 年 月 2 (西暦) 年 月 日	診療従事期間 年月~ 年月
1週間当たり従事日数 日	診療従事様態 1週間当たり従事日数 日
1日当たり従事時間 時間	日日当たり従事時間 時間
(<u>西暦)</u> 年 月 日 施 設 名	年 月 日 施 設 名
所 在 地	所 在 地
管理者職名 及び氏名	管理者職名 及び氏名

(注) 1. ~5. (略) (削除)

<u>6</u>. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

様式2-2

実務経験証明書(平成16年4月1日以降臨床研修期間用)

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏			名									
生	年	月	日			.(西	暦)	年	月且			
診	療従	事期	間間	_(西暦)_	年	月~	且	~	.(西暦).	年	月~	
	うち 事期間	精神和 引	斗従	(西暦)	年	月_		~	(西暦)	年	月_	旦
診	診療従事様態		1週間当たり従事日数			女 日						
	凉 化	→ 13	、心	1日当た	り従	事時	間		時	間		

(西暦) 年 月 日

施設名

所 在 地

管理者職名 及び氏名

(注) 1. ~ 4. (略) (削除)

<u>5</u>. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

- (注) 1. ~5. (略)
 - 6. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しないこと。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。
 - 7. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

様式2-2

実務経験証明書(平成16年4月1日以降臨床研修期間用)

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

	2011、「60円人は旧別に比事し	
氏 名		
生 年 月 日		
従事した標榜科名		
診療従事期間	年 月 ~	年 月
うち精神科従 事期間	年 月 ~	年 月
診療従事様態	1週間当たり従事日数	日
1 0 原化争体思	1日当たり従事時間	時間

年 月 日

施設名

所 在 地

管理者職名 及び氏名

- (注) 1. ~4. (略)
 - 5. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。
 - 6. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該 施設に対して直接照会する場合がある。

様式3-1	様式3-1
申請日 <u>(西暦)</u> 年 月 日	申請日 年 月 日
【表紙】	
ケースレポート(第 症例)	ケースレポート(第 症例)
(略)	(略)
⑤患者情報	⑤患者情報
患者イニシャル 性別:□ 男 生年月日 (西暦) 担当医となったと(.) □ 女 : きの年齢: 歳	患者イニシャル 性別:□ 男 生年月日: 担当医となったと らの年齢: 歳
⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日(※2) (西暦) 年月日(入院形態:) (西暦) 年月日(入院形態:)	⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日(※2)年月日~年月日(入院形態:)年月日~年月日(入院形態:)
⑦主治医又は担当医になった期間(※3) (西暦) 年 月 日~(西暦) 年 月 日	⑦主治医又は担当医になった期間(※3) 年月日~年月日
(略)	(略)
⑪指導を行った精神保健指定医(※5)	⑪指導を行った精神保健指定医(※5)
指導を行った精神保健指定医氏名: 指定医番号:	指導を行った精神保健指定医氏名: 指定医番号:
指導期間: (西暦) 年月日~ (西暦) 年月日	指導期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
(略)	(略)
※1 (略) ※2 緊急措置入院、応急入院、任意入院を含め、当該症例について、 ③の主な評価対象とする入院形態の前後に当該医療機関で継続して 行われた精神保健福祉法における全ての入院形態について、入退院 年月日を記載すること。(適宜、行の加除を行うこと。また、退院 等により空白期間があり、入院期間が継続していないものについて は記載しないこと。)	※1 (略)※2 緊急措置入院、応急入院、任意入院を含め、当該症例について当該医療機関で継続して行われた精神保健福祉法における全ての入院形態について、入退院年月日を記載すること。
※3 退院後の通院治療を行った症例について提出する場合には、当該 通院期間については入院期間と分けて記載し、後ろに「(通院)」 と記載すること。(適宜、行の追加を行うこと。) ※4 (略)	通院期間については入院期間と分けて記載し、後ろに「(通院)」と記載すること。 ※4 (略)
※5 指導期間は⑦の期間と一致すること。	※5 指導期間は⑦の期間と一致すること。

当該機関における指導医が複数いる場合は、全ての指導医について記載すること。(適宜、行の追加を行うこと。)

【関係法規に定める手続への対応】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。 以下「法」という。)による各種入院に関し、表紙の⑥に記載したす べての入院形態について関係法規に定める手続への対応を以下に記載 すること。(同一の入院形態が表紙の⑥において複数回存在する場合 は、様式を1枚追加する等し、それぞれについて分けて記載すること 。)なお、括弧書きの個所で自由記載を求めている項目については各 々100字程度で簡潔にまとめること。

法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。

<措置入院>

(削除)

(略)

関係法規に定める手続

(削除)	
関係法規に定める手続	対応(該当するものに√を付ける)
(略)	
2. 指定医の診察の結果、 入院を継続しためにといる 大院を継続しためいためにといる でではいるに至れがないときれる でではいるに、 でででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	□ 提出された (指定医が症状消退を判断した日付及び症状消退届が提出された日付) ・症状消退を判断した日付 (西暦) 年 月 日 ・症状消退届が提出された日付 (西暦) 年 月 日
<医療保護入院>	

対応(該当するものに/を付ける)

当該機関における指導医が複数いる場合は、全ての指導医について記載すること。

【関係法規に定める手続への対応】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。 以下「法」という。)による各種入院に関し、関係法規に定める手続 への対応を以下に記載すること。途中で入院形態を変更した場合は、 変更前と変更後のいずれの入院形態に係る手続についても記載するこ と。なお、自由記載を求めている項目については各々100字程度で簡潔 にまとめること。

法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。

<措置入院>

注 措置入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応 (該当するものに√を付ける)
(略)	
2. 指定医の診察の結果、 入院を継続しなめにも の精神障害のためにとと 他害のおそれがないとき められるに至ったとき 直ちに、病院の管理者 より、症状消退届がれた 病県知事等に提出され か(法第29条の5)	□ 提出された (指定医が症状消退を判断した日付及び 症状消退届が提出された日付)

<医療保護入院>

注 医療保護入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応 (該当するものに√を付ける)
(略)	

4.2014年(平成26年)4 月1日以降に入院した者 の場合、法第33条第1項 又は第3項による医療保 護入院を行うに当たって 、家族等のいずれかを同意を明村長から同意を得 たか (法第33条第1項・第3項)	□ 家族等のいずれかから同意を得た □配偶者 □親権者 □扶養義務者 □後見人 □保佐人 □ 市区町村長から同意を得た (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等の続柄、同意者とした経緯及び同意を得た日付) ※ 未成年の場合に、父母双方から同意を得なかった場合、その理由を記載すること・続柄	4. 平成26年4月1日以降 に入院した者の場合、法 第33条第1項又は第3項 による医療保護入院を行 うに当たって、家族等の いずれか又は市区町村長 から同意を得たか (法第33条第1項・第3項	□ 家族等のいずれかから同意を得た □配偶者 □親権者 □扶養義務者 〕 □後見人 □保佐人 □ 市区町村長から同意を得た (家族等のいずれかから同意を得た場合 、当該家族等の続柄、同意者とした経緯 及び同意を得た日付) ※ 未成年の場合に、父母双方から同意 を得なかった場合、その理由を記載す ること
	・経緯		
	 ・同意を得た日付 (西暦) 年 月 日 (市区町村長から同意を得た場合、その 理由及び日付) ・理由 		(市区町村長から同意を得た場合、その 理由及び日付)
4-1.2014年(平成26年)3月31日以前に入院し た者の場合、旧法(※)	 ・同意を得た日付 (西暦) 年 月 日 □ <u>保護者</u>から同意を得た (□配偶者 □親権者 □扶養義務者) □後見人 □保佐人 	4-1. 平成26年3月31日 以前に入院した者の場合 、旧法(※)第33条第1	□ <u>保護者</u> から同意を得た 【□配偶者 □親権者 □扶養義務者】 □後見人 □保佐人

第33条第1項による医療 □ 保護者(市区町村長)から同意を得 □ 保護者(市区町村長)から同意を得 項による医療保護入院を 行うに当たって、保護者 保護入院を行うに当たっ 1-(保護者から同意を得た場合、当該保護 (市区町村長を含む。) て、保護者(市区町村長 (保護者から同意を得た場合、当該保護 から同意を得たか を含む。)から同意を得 者の続柄及び同意を得た日付) 者の続柄及び同意を得た日付) ※ 後見人又は保佐人の存在を把握して ※ 後見人又は保佐人の存在を把握して (旧法第20条第2項、第 たか 21条、第33条第1項) いるが、これらの者から同意を得なか いるが、これらの者から同意を得なか (旧法第20条第2項、第 った場合、その理由を記載すること ※ 精神保健及び精神障 った場合、その理由を記載すること 21条、第33条第1項) ※ 精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律 ※ 未成年の場合に、父母双方から同意 ※ 未成年の場合に、父母双方から同意 を得なかった場合、その理由を記載す を得なかった場合、その理由を記載す 害者福祉に関する法律 の一部を改正する法律 の一部を改正する法律 (平成25年法律第47号 ること ること 続柄 (平成25年法律第47号)による改正前の法)による改正前の法 ・同意を得た日付 月 日 (西暦) (市区町村長から同意を得た場合、その (市区町村長から同意を得た場合、その 理由及び日付) 理由及び目付) ・理由 ・同意を得た日付 (西暦) 年. 日 4-2. 旧法第33条第2項 □ 扶養義務者から同意を得た 4-2. 旧法第33条第2項 □ 扶養義務者から同意を得た による医療保護入院を行 (同意を得た扶養義務者の続柄及び同意 による医療保護入院を行 (同意を得た扶養義務者の続柄及び同意 った場合、扶養義務者に った場合、扶養義務者に を得た日付) を得た日付) ※ その後の旧法第33条第1項の同意に よる同意を得たか よる同意を得たか ※ その後の旧法第33条第1項の同意に (旧法第20条第1項、第 ついては4-1に記載すること ついては4-1に記載すること (旧法第20条第1項、第 33条第2項) 33条第2項) 続柄 ・同意を得た日付 年 (西暦) 月 日

5. 医療保護入院から10日	□ 提出された	5. 医療保護入院から10日	□ 提出された
以内に、病院の管理者に	(日付)	以内に、病院の管理者に	(日付:)
より、家族等の同意書を	(西暦) 年 月 日	より、家族等の同意書を	
添えて都道府県知事等に		添えて都道府県知事等に	
医療保護入院の入院届が		医療保護入院の入院届が	
提出されたか		提出されたか	
(法第33条第7項)		(法第33条第7項)	
6. 医療保護入院時に、医	□ 入院時に行われた	6. 医療保護入院時に、医	□ 入院時に行われた
療保護入院者に対して、	□ 延期して(4週間以内)告知が行わ	療保護入院者に対して、	□ 延期して(4週間以内)告知が行わ
必要事項について書面に	れた	必要事項について書面に	れた
よる告知が行われたか	(告知の具体的な内容)	よる告知が行われたか	(告知の具体的な内容)
(法第33条の3第1項)		(法第33条の3第1項)	
7.6の告知を延期する(□ 記載が行われた	7.6の告知を延期する(
4週間以内)と判断した	(診療録に記載が行われた内容)	4週間以内)と判断した	(診療録に記載が行われた内容)
場合、必要事項の診療録		場合、必要事項の診療録	
への記載が行われたか		への記載が行われたか	
(法第33条の3、精神保		(法第33条の3、精神保	
健及び精神障害者福祉に		健及び精神障害者福祉に	
関する法律施行規則(昭		関する法律施行規則(昭	
和25年厚生省令第31号)		和25年厚生省令第31号)	
第15条)		第15条)	
8. 退院後生活環境相談員	□ 選任された	8. 退院後生活環境相談員	□ 選任された
が選任されたか	(日付)	が選任されたか	(日付:
(法第33条の4)	(西暦) 年 月 日	(法第33条の4)	
※ 2014年(平成26年)		※ 平成26年3月31日以	
3月31日以前に医療保		前に医療保護入院が行	
護入院が行われた者に		われた者については、	
ついては、同年4月1日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		同年4月1日以降に入	
日以降に入院を継続し		院を継続していた者に	
ていた者に限る。9及		限る。9及び10におい	
び10において同じ。		て同じ。	

9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等	□ 努めた (具体的な内容)	9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等	□ 努めた(具体的な内容)
に、地域援助事業者の紹介を行うよう努めたか (法第33条の5)		に、地域援助事業者の紹介を行うよう努めたか (法第33条の5)	
10. 「医療保護入院者退院 支援委員会」が開催され たか (法第33条の6、精神保 健及び精神障害者福祉に	□ 開催された □ 開催されなかった (開催されなかった場合、その理由)	10. 「医療保護入院者退院 支援委員会」が開催され たか (法第33条の6、精神保 健及び精神障害者福祉に	□ 開催された□ 開催されなかった(開催されなかった場合、その理由)
関する法律施行規則第15条の6~第15条の8)	(開催された場合、以下の事項について 該当項目に√又は具体的な内容を記載) 【対象者は以下のいずれに該当するか】 (略)	関する法律施行規則第15 条の6~第15条の8)	(開催された場合、以下の事項について 該当項目に√又は具体的な内容を記載) 【対象者は以下のいずれに該当するか】 (略)
	【開催時期】 □ 推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に審議が行われた (日付) (西暦) 年 月 日		【開催時期】 □ 推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に審議が行われた (日付:)
	(略)		(略)
11. 医療保護入院者の退院 から10日以内に、病院の 管理者により、医療保護 入院の退院届が提出され たか (法第33条の2)	□ 提出された (日付) (西暦) 年 月 日	11. 医療保護入院者の退院 から10日以内に、病院の 管理者により、医療保護 入院の退院届が提出され たか (法第33条の2)	□ 提出された (日付:)
<緊急措置入院又は応急入院 (削除) (略)		<緊急措置入院又は応急入院 注 入院時にこれらの入院形態 (略)	> 態であった場合に記載すること

<任意入院>	<任意入院>
注 3~5については、該当する場合に記載すること	〜仕息八先/ 注 入院形態の変更により任意入院となった症例の場合に記載すること
仕 3~3にフバーには、欧ヨケる物口に記載すること	在 八元ル思の変更により任意八元となった症内の場合に記載すること 3 ~ 5 については、該当する場合に記載すること
明 () () () () () () () () () (
関係法規に定める手続 対応(該当するものに√を付ける)	関係法規に定める手続 対応 (該当するものに√を付ける)
1. 任意入院時に、任意入 □ 行われた	1. 任意入院時に、任意入 □ 行われた
院者に対して、必要事項 (告知の具体的な内容)	院者に対して、必要事項 (告知の具体的な内容)
について書面による告知	について書面による告知
が行われたか	が行われたか
(法第21条第1項)	(法第21条第1項)
(706)	/mts
(略)	(略)
<行動制限>	<行動制限>
注 行動制限を行った症例の場合に、実施した行動制限に関係するもの	注 行動制限を行った症例の場合に、実施した行動制限に関係するもの
について記載すること (関係しないものは空欄でよい)	について記載すること
同一の種類の行動制限を入院期間中に複数回実施しており、各回の	
対応が異なる場合は、それぞれについて分けて記載すること	
関係法規に定める手続 対応 (該当するものに√を付ける)	関係法規に定める手続 対応(該当するものに√を付ける)
1. 電話又は面会に関する □ 行われた	1. 電話又は面会に関する □ 行われた
制限の実施時に、当該行「(具体的な内容)	制限の実施時に、当該行 (具体的な内容)
動制限の理由について告	動制限の理由について告
知が行われたか	知が行われたか
(第130号告示)	(第130号告示)
2. 隔離、身体的拘束又は □ 努めた	2. 隔離、身体的拘束又は □ 努めた
任意入院者の開放処遇の (具体的な内容)	任意入院者の開放処遇の (具体的な内容)
制限の実施時に、当該行	制限の実施時に、当該行
動制限の理由について、	動制限の理由について、
書面による告知が行われ	書面による告知が行われ
るよう努めたか	るよう努めたか
(第130号告示等)	(第130号告示等)
3. 行動制限の実施に当た □ 記載が行われた	3. 行動制限の実施に当た □ 記載が行われた □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
って、必要事項の診療録 (具体的な記載内容)	って、必要事項の診療録 (具体的な記載内容)
への記載が行われたか	への記載が行われたか
(第130号告示)	(第130号告示)
(略)	(略)

6. 隔離を実施した場合、 □ 行われた	6. 隔離を実施した場合、 □ 行われた
毎日1回以上の診察が行 (診察内容)	毎日1回以上の診察が行 (診察内容)
われたか	われたか
(第130号告示)	(第130号告示)
7. 身体的拘束を実施した □ 行われた 場合、頻回の診察が行わ (頻度と診察内容)	7. 身体的拘束を実施した □ 行われた 場合、頻回の診察が行わ (頻度と診察内容)
場合、頻回の診察が行わ (頻度と診察内容) れたか	場合、頻回の診察が行わ (頻度と診察内容) れたか
(第130号告示)	(第130号告示)
(略)	(略)
9. 任意入院者の開放処遇 □ 行われた	9. 任意入院者の開放処遇 □ 行われた
の制限を実施した場合、 (日付)	の制限を実施した場合、 (日付:)
おおむね72時間以内に指 (西暦) 年 月 日	おおむね72時間以内に指
定医による診察が行われ	定医による診察が行われ
たか (第130号告示)	たか (第130号告示)
(第130万百小)	(第130万百小)
【本文】 入院時診断名 : 主病名: 副病名 最終診断名 : 主病名: 副病名	入院時診断名 : <u>主病名</u> : <u>副病名</u> <u> 副病名</u> <u> </u>
(略)	(略)
<入院時の状況> 注:以下の内容を中心に記載すること ・ 入院時の患者の症状、入院時診断名に対する診断根拠(入院時に疑い病名としていた場合はその理由)	<入院時の状況> 注:以下の内容を中心に記載すること ・ 入院時の患者の症状、入院時診断名に対する診断根拠(入院時 に疑い病名としていた場合はその理由、最終診断を下した診断根 拠と診断日)
(略)	(略)
(措置入院) ① (略) ② 患者が、 ・ 医療及び保護のために入院させなければ ・ その精神障害のために ・ 自傷(※1)他害(※2)のおそれがあるか	(措置入院) ① (略) ② 患者が、 ・ 医療及び保護のために入院させなければ ・ その精神障害のために ・ 自傷(※1)他害(※1)のおそれがあるか

- ※1 自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為。浪費 や自己の所有物の損壊等のように単に自己の財産に損害 を及ぼすにとどまるような行為は含まれない。
- ※2 殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為(原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。)

(医療保護入院)

①~③ (略)

- ④ 本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を 行い、その同意を得て、任意入院となるよう努めているか 、また入院に関する告知は、法令に基づき、適切な時期・ 方法により行われているか(※)
 - ※ 人権保護の観点から、告知の延期の規定の運用は厳格であるべきであり、医学的判断から支障を認める場合であっても、慎重な判断が必要であるとともに、延期後も症状が落ち着いて支障がなくなれば、直ちに告知を行わなければならない。この点に十分留意し、告知の延期を行った場合は、個々の患者の症状(特に意識障害の場合はその原因、程度、回復の見込み、変動等)に応じ、延期が必要と判断した理由と延期後の対応を、具体的に記載すること(「再告知」という用語は法令上存在しない。)

<入院後経過>

注:以下の内容を中心に記載すること

- ・ 入院時に疑い病名としていた場合は、最終診断を下した診断根 拠と診断日
- 入院後の治療経過や、治療内容についてインフォームドコンセントに努めたかどうか

また、その過程における主治医等担当医としての関わりや治療 努力<u>(※)</u>

- ※ 特に以下の点に留意して記載すること
 - ・ 修正型電気けいれん療法、多量・多剤大量の薬物療法 、クロザピンなど慎重を要する治療手段が用いられた場 合、その理由と必要事項
 - ・ やむを得ず適応症以外での薬物使用を行う際には、使 用の理由と本人並びに家族にその効果や副作用を含めた

- ※1 自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為。浪費 や自己の所有物の損壊等のように単に自己の財産に損害 を及ぼすにとどまるような行為は含まれない。
- ※2 殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為(原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。)

(医療保護入院)

①~③ (略)

- ④ 本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を 行い、その同意を得て、任意入院となるよう努めているか 、また入院に関する告知は、法令に基づき、適切な時期・ 方法により行われているか
 - ※ 人権保護の観点から、告知の延期の規定の運用は厳格であるべきであり、医学的判断から支障を認める場合であっても、慎重な判断が必要であるとともに、延期後も症状が落ち着いて支障がなくなれば、直ちに告知を行わなければならない。この点に十分留意し、告知の延期を行った場合は、個々の患者の症状(特に意識障害の場合はその原因、程度、回復の見込み、変動等)に応じ、延期が必要と判断した理由と延期後の対応を、具体的に記載すること(「再告知」という用語は法令上存在しない。)

<入院後経過>

注:以下の内容を中心に記載すること (新設)

- 入院後の治療経過や、治療内容についてインフォームドコンセントに努めたかどうか
 - また、その過程における主治医等担当医としての関わりや治療 努力
 - ※ 特に以下の点に留意して記載すること
 - ・ 修正型電気けいれん療法、多量・多剤大量の薬物療法 、クロザピンなど慎重を要する治療手段が用いられた場 合、その理由と必要事項
 - ・ やむを得ず適応症以外での薬物使用を行う際には、使 用の理由と本人並びに家族にその効果や副作用を含めた

説明を十分に行い、同意をとっているか

(略)

- ・ 18 歳未満の症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2.症例内容<共通事項>①及び②にあるとおり、患者の年齢、発達段階及び児童思春期の心理的特性に配慮した事項や、患者の発育発達歴、養育環境、就労・就学状況等を把握し、保健福祉等の支援の必要性を検討し、必要に応じて関係機関との連携を図った事項について具体的に記載すること。
 - (例) 患者の年齢や学年に着目し、特に配慮して行った治療内 容
 - (例) 担任教諭やスクールカウンセラー等の学校関係者や障害 福祉サービス事業者と調整を行った支援内容 等
- ・ 退院後に外来治療を行った症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2.症例内容〈共通事項〉 「動にあるとおり、退院前に退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応(表紙⑩の退院後の外来 支援)として行った事項について具体的に記載すること。
 - (例) 保健所職員、相談支援専門員、ケアマネジャーなどの病 院外の支援関係者を交えて実施したケア会議の内容
 - (例) 退院後に速やかに利用を開始できるよう、予め導入の調整を行った障害福祉サービスの内容 等

(【考察】必要に応じて記載)

注:記載は必須でない。(記載が無いことのみをもって、不適当との評価とはならない。)

様式3-2

ケースレポート一覧

申請日 <u>(西曆)</u> 年 月 日 申請者氏名 申請者生年月日 <u>(西曆)</u> 年 月 日 住所地都道府県

精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。

説明を十分に行い、同意をとっているか

(略)

(新設)

(新設)

(【考察】必要に応じて記載)

注:記載は必須でない。(記載が無いことのみをもって、不適当との評価とはならない。)

様式3-2

ケースレポート一覧

申請日 年 月 日 申請者氏名 申請者生年月日 年 月 日 住所地都道府県

精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。

注) 各症例について、以下の①~⑥について該当する方に☑を付けること。

① (略)

- ② 「医療保護入院者の症例」である場合には、申請者が当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は治療に従事したものであり、入院時の指定医の診察に立ち会った症例(事務取扱要領2(2)オ参照)に該当するか。(①で「措置入院」を選択した場合は、どちらにも図の必要はない。)
- ③•④ (略)
- ⑤ 措置入院又は医療保護入院から任意入院に入院形態を変更後に、申請者が任意入院による治療を行った症例(事務取扱要領2(2)シ参照)に該当するか。
- ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、申請者が通院による 治療を行った症例(事務取扱要領2(2)ス参照)に該当するか。

(記入欄)

(略)

様式4

常時勤務証明書

次の者は指導医として申請者を指導した期間において当施設に常時勤 務する指定医であったことを証明します。

<u> </u>	
氏 名	
生 年 月 日	<u>(西暦) 年 月 日</u>
従事した標榜科名	
診療従事期間	<u>(西暦)</u> 年 月 日 ~ <u>(西暦)</u> 年 月 日
診療従事様態	1週間当たり従事日数 日
10 % 化 争 依 忠	1日当たり従事時間 時間

(西暦) 年 月 日

(略)

注)各症例について、以下の①~⑥について該当する方に☑を付けること。

① (略)

- ② 「医療保護入院者の症例」である場合には、申請者が当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は治療に従事したものであり、 入院時の指定医の診察に立ち会った症例に該当するか。(①で「措置入院」を選択した場合は、どちらにも図の必要はない。)
- ③•④ (略)
- ⑤ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、任意入院による治療を行った症例に該当するか。
- ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、通院による治療を行った症例に該当するか。

(記入欄)

(略)

様式4

常時勤務証明書

次の者は指導医として申請者を指導した期間において当施設に常時勤 務する指定医であったことを証明します。

101 / WILL CO.	
氏 名	
生 年 月 日	
従事した標榜科名	
診療従事期間	年月日~ 年月日
診療従事様態	1週間当たり従事日数 日
10 / 別 / (水) 一	1日当たり従事時間 時間

年 月 日

(略)